

商標法条約では、更新手続ができる期間について「当該更新が行われるべき日の六箇月以上後に終了する。」としているので(条約第13条(1)(c)、第8規則)、我が国でも商標権の存続期間の満了後6月以内についても、登録料と同額の割増登録料を支払うことを条件に更新申請を認めることとしたものである(第20条第3項、第43条第1項)。

詳細は、3. 更新時の実体審査及び登録商標の使用チェックの廃止の項を参照されたい。

8. 商標権の分割の許容、出願の分割の時期の制限

(1) 商標権の分割の許容

(商標権の分割)

第二十四条 商標権の分割は、その指定商品又は指定役務が二以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとにすることができる。

2 前項の分割は、商標権の消滅後においても、第四十六条第二項の審判の請求があつたときは、その事件が審判、再審、又は訴訟に係属している場合に限り、することができる。

本条は、商標権の分割について規定したものである。商標権の分割とは、一個の商標権を商標権者の意思で指定商品(役務)ごとに分けて、各々別個独立の商標権とするものである。

旧第24条では、他人への移転を伴わなければ商標権を分割することはできなかつたのであるが、各締約国に登録の分割を認めるなどを義務付けている商標法条約第7条(2)に対応させるために新設されたものである。

商標権について、移転を前提とせずに分割が可能となれば、異議申立てや審判請求があつた場合に、例えば、申立てや請求に係る指定商品又は指定役務についての商標権と、申立てや請求に係らない指定商品又は指定役務についての商標権とに分割することにより、権利の有効性について争いのない商標権につ

いては安心して権利行使できることに加えて、譲渡交渉やライセンス契約等を行う際にも円滑に対応し得ることとなる等のメリットがある。

第1項は、商標権を分割できる条件を定め、指定商品又は指定役務が複数ある場合、自己の商標権を他人へ移転することなく指定商品又は指定役務ごとに分割できる旨を規定した。

第2項は、商標権を分割できる時期を規定したものである。この分割は、商標権の発生から消滅するまでの期間について特段の制限なく認められる。商標法条約第7条(2)では、登録の分割は少なくとも第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続の期間及び当該手続において官庁が行った決定に対する上訴手続の期間は認められると規定されている。そこで、我が国では、第46条第2項の規定により商標権消滅後においても無効審判を請求することが可能であるため、商標権消滅後においても、この無効審判に係る事件が審判、再審、又は訴訟に係属している場合に限り、登録の分割を認めることとした。例えば、権利消滅後に商標権侵害に基づく損害賠償の請求をしたところ、無効審判を請求されたので、無効審判の請求に係る商品と請求に係らない指定商品とに商標権を分けて、無効審判の請求に係らない指定商品についての商標権のみに基づく権利行使を早く進めたいというような場合等には本項により分割することが可能となる。

(2) 出願の分割の時期の制限

(商標登録出願の分割)

第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願の時にし

たものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第四十三条第一項及び第二項（第十三条第一項において準用する同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この限りでない。

本条は、商標登録出願の分割についての規定である。

旧第2項において規定していた分割のできる時期を第1項中で規定することとし、あわせて「査定又は審決の確定まで」となっている分割のできる時期を「審査、審判若しくは再審に係属している場合又は拒絶審決に対する訴えが裁判所に係属している場合」と改めることとした。したがって、改正前では、拒絶査定から審判請求までの間、拒絶審決から高裁出訴までの間及び高裁判決から最高裁上告までの間も分割ができたが、改正後はできないこととなる。

出願の分割の時期について、このような制限をしたのは、出願が審査や審判等の手続に何ら係属していない時に分割されても、徒らに手續を複雑にするだけであり、また、このように制限しても、出願人は不服申立と同時に又はその後に分割をすることにより同一の効果を得られるのであるから、何ら不利益を受けるものではないことによる。また、このように改正することにより、商標法条約に規定する分割の時期（第7条(1)）とも一致するとともに、裁判所に係属している場合を除けば、補正のできる時期とも一致することになり、分割も補正の一種であるとする特許出願・実用新案登録出願等の分割の場合と考え方の軌を同じくすることとなる。

なお、分割に際しては、元の出願の補正が必要となるところ、その場合の補正是単に分割の体裁を整えるために必要な訂正であるので、商標法上の補正の時期の制限規定の制約を受けることなく、商標法施行規則（特許法施行規則第30条を準用）に基づき、これをすることができるものと解される。したがって、商標法上、補正のできる時期以外の時期に分割できる旨を規定しても、このような観点から不都合を生じるわけではない。

第2項は、旧第2項を削除し第3項が繰り上ったことに伴う条文の整理であり、内容に変更はない。

【関連する他法の改正】

◆意匠法第10条の2、第11条（意匠登録出願の分割）

意匠登録出願の分割についても、商標法第10条第1項(商標登録出願の分割)の改正と同趣旨で、従前「査定又は審決の確定まで」となっていた分割のできる時期を「審査、審判又は再審に係属している場合」に改めることとした。ただし、意匠登録出願の分割については、商標法条約の制約を受けないことに加え、訴訟係属中に認める実益もほとんどないので、特許出願や実用新案登録出願の分割の場合と同様に、訴訟に係属中は認めないこととした。

9. 「商標法条約締約国」をパリ条約の同盟国等と同等に扱うための改正

(1) 商標法条約締約国の紋章、印章等の保護

(商標登録を受けることができない商標)

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

(第一号略)

二 パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーゲで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボン及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の國の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

(第三号及び第四号略)

五 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

(第六号から第十九号まで略)

(第二項以下略)

本条は、商標登録を受けることができない商標について規定したものである。

第1項第2号は、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の國の紋章その他の記章を保護するための規定であり、第5号は、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の政府等の監督用又は証明用の印章又は記号を保護するための規定である。

商標法条約第15条では、「締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。」旨規定されているところ、パリ条約の標章に関する規定中第6条の3(1)(a)では、パリ条約の同盟国の國の紋章、旗章その他の記章や、パリ条約の同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章等に係る商標登録について、拒絶にし又は無効とすることを義務づけていることから、今回、この2号を改正することとしたものである。

すなわち、第2号では、商標法条約の締約国の國の紋章その他の記章であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標についても不登録事由とし、また、第5号においては、商標法条約の締約国の中の政府等の監督用又は証明用の印章又は記号のうち、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用するものについても不登録事由とした。

(2) 商標法条約締約国で開設される国際的博覧会への出品物等に使用した商標の保護

(出願時の特例)

第九条 政府等が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品した商品又は出展した役務について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者又は役務を出展した者がその出品又は出展の日から六月以内にその商品又は役務を指定商品又は指定役務として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品又は出展の時にしたものとみなす。

(第二項略)

本条は、出願時の特例について規定したものである。すなわち、商標登録を受けようとする者が、本条の要件を充たす場合は出願時が博覧会等に出品又は出展した時まで遡及するものである。

改正前の規定では、パリ条約第11条（及びWTO・TRIPS協定第2条1）の規定に従い、パリ条約の同盟国（若しくは世界貿易機関の加盟国）における国際的な博覧会等に出品した商品又は出展した役務について使用した商標について、その日から6月以内に商標登録出願をしたときは、出願時の特例の対象とされていた。

しかるに、商標法条約第15条では、「締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。」旨規定されていることから、今回の改正では、商標法条約

の締約国における国際的な博覧会に出品又は出展した場合にも、出願時の特例の対象とすることとした。また、商標法条約の締約国における国際的な博覧会を出願時の特例の対象としたことに伴い、従来、パリ条約の同盟国及び世界貿易機関の加盟国以外の国における国際的な博覧会であって特許庁長官が指定するものを出願時の特例としていた規定を、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国のいずれにも該当しない国における国際的な博覧会に限るよう併せて改正を行った。

なお、本条は、改正法附則第1条第1号の規定により商標法条約が我が国について効力を生ずる日から施行されるが、この改正の適用を受けるためには、我が国に商標法条約の効力が生ずる日以降に商標法条約の締約国における国際的な博覧会（当該国が締約国となった後のものに限る。）に出品又は出展していた場合であって、かつ、その後に商標登録出願をしたものであることが必要である。

(3) 商標法条約締約国の国民にもパリ条約第4条の例による優先権主張を許容

第九条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、商標登録出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。）	世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国
世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。）又は商標法条約の締約国の国民	パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国

本条は、パリ条約の例による優先権の主張について規定したものであり、改正前の商標法においては、第13条第1項で準用する特許法第43条の2第1項で

規定していたものである。

今回の改正では、第4条第1項第2号及び第5号並びに第9条と同様に商標法条約の締約国の国民についてもパリ条約第4条の例による優先権を認めるために、準用していた特許法第43条の2第1項を新たに書き起こし「パリ条約の同盟国の国民又は世界貿易機関の加盟国の国民」及び「パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国」に、それぞれ「商標法条約の締約国の国民」及び「商標法条約の締約国」を追加したものである。特許法第43条の2第1項は、規定中に表を含むことから、準用したまま読み替えを置くことは余りに複雑になるので書き起こしたものである。

なお、第13条第1項で準用する特許法第43条の2第2項は、パリ条約及び世界貿易機関のいずれにも加盟していない国であって、特許庁長官が指定する国（特定国）の国民がその国において出願に基づいて優先権を主張することができる旨を規定したものである。今回、商標法においては、「商標法条約の締約国」の国民についても優先権の主張を認めることとしたことから、特許庁長官の指定する特定国の概念から「商標法条約の締約国」を除く必要があるところ、これは第13条の規定において準用の読み替えて足り、書き下すより短い規定ですむことから、本条では書き下さないこととした。

【関連する改正事項】

◆商標法第13条第1項（特許法の準用）

本項は、特許法第43条（パリ条約による優先権主張の手続）並びに第43条の2第2項及び第3項（パリ条約の例による優先権主張）を準用する規定である。

今回の改正において、これまで第43条の2の全体を準用していたところ、同条第1項については商標法条約への加入に伴い新たに第9条の3として書き起こしたため、準用する部分を第2項及び第3項に限り、また、読み替え文について、第4条第1項第2号及び第5号並びに第9条と同様の趣旨で「商標法条約の締約国の国民」及び「商標法条約の締約国」を追加したものである。

(4) 商標法条約締約国の商標権者にもその代理人等による無断登録の取消請求を許容

第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務を指定商品又は指定役務とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

本条は、パリ条約第6条の7(1)の規定を実施するため「代理人又は代表者による商標の無断登録を審判で取消すことができる」旨を定めたものである。今回の改正では、商標法条約第15条の「締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。」との規定に従い、商標法条約の締約国において商標に関する権利を有する者にもこの審判の請求を認める旨を規定したものである。

IV. 不正競争防止法の改正条文の解説

不正競争防止法については、商標法条約の規定に従い、次の改正が行われた。

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

（第一号から第十一号まで略）

十二 パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一

項第二号に規定するパリ条約をいう。)の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利(商標権に相当する権利)に限る。以下この号において単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

(第二項以下略)

本条は、不正競争防止法上の「不正競争」の定義について規定したものである。

改正前の第12号は、パリ同盟国又は世界貿易機関の加盟国において商標に関する権利を有する者の承諾なく、その代理人等が当該商標を使用する行為を不正競争として規定したものであるところ、今回の改正では、商標法条約締約国において商標に関する権利を有する者の承諾なくその代理人等が当該商標を使用する行為も不正競争として追加した。商標法条約第15条では、「締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。」旨規定されており、そこで引用されているパリ条約の規定のうち第6条の7(2)では、パリ同盟国において商標に関する権利を有する者は、同人の許諾なく、その代理人等が当該商標を使用することを阻止する権利を有する旨を規定していることに対応するための改正である。